官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○参与員規則及び司法委員規則の一部を改正する規則（最高裁六）　二
〔省　令〕
○令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八二）　二
〔規　則〕
○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委六）　二
〔その他告示〕
○プルチュコ博物館における調査・教育機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一三七）　五
○コロンビア共和国における紛争の影響を受けた地域における地雷対策促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（同一三八）　五
○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（同一三九）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一四〇）　五
○ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同一四一）　六
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同一四二）　六
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同一四三）　六
○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（同一四四）　七
○Ｌｌｏｙｄ'ｓ　Ｒｅｇｉｓｔｅｒ　Ｇｒｏｕｐ　Ｌｉｍｉｔｅｄから登録事項の変更の届出があった件（国土交通五七〇）　七
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同五七一、五七二）　七
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同五七三）　八
○道路に関する件（関東地方整備局一六七～一六九）　八
○道路に関する件（九州地方整備局六三）　八
〔国会事項〕
法務省　八
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　九
〔公　告〕
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（埼玉労働局最低工賃公示一）　九
諸　事　項
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
地方公共団体
押収物還付関係　八
会社その他　三〇

最高裁規則

○最高裁判所規則第六号

参与員規則及び司法委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月十六日

最高裁判所

参与員規則及び司法委員規則の一部を改正する規則

（参与員規則の一部改正）

第一条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　参与員となるべき者に選任される者の員数は、家庭裁判所ごとに、一年間に提起された人事訴訟事件及び申し立てられた家事審判事件の数、参与員の指定の状況その他の事情を考慮して、当該家庭裁判所において参与員を指定するのに支障を生じさせないものとして最高裁判所が定める数以上とする。	**第三条**　参与員となるべき者に選任される者の員数は、家庭裁判所ごとに二十人（家庭に関する事件の審判又は人事訴訟の第一審の裁判に関する事務を取り扱う支部があるときは、一の支部につき二十人をこれに加算した人数）以上とする。

（司法委員規則の一部改正）

第二条　司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　司法委員となるべき者に選任される者の員数は、地方裁判所ごとに、その管内の簡易裁判所に一年間に提起された民事訴訟事件の数、当該簡易裁判所における司法委員の指定の状況その他の事情を考慮して、当該簡易裁判所において司法委員を指定するのに支障を生じさせないものとして最高裁判所が定める数以上とする。	**第三条**　司法委員となるべき者に選任される者の員数は、一の簡易裁判所につき十人の割合を下らないものとする。

附　則

この規則は、令和九年一月一日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

省令

○厚生労働省令第八十二号

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和六年法律第十三号）第二条第一号の規定に基づき、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金）	（法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金）
第一条　令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。	**第一条**　令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　令和八年度の一般会計予算における地域福祉推進支援臨時特例交付金	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

○国家公安委員会規則第六号

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十一条の規定に基づき、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月十六日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（インターネット異性紹介事業の開始の届出）

第一条　［1・2　略］

3　法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～三　略］

四　第五項第一号に規定する方法が第五条第一項第七号に規定する方法である場合には、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

4　［略］

5　法第七条第一項第六号の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　前号に規定する方法が第五条第一項第七号に規定する方法である場合は、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　第五条第一項第七号に規定する業務の実施の方法

三　［略］

（児童でないことの確認の方法）

第五条　法第十一条本文の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一　［略］

二　異性交際希望者から、署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号及び次号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書をいう。以下この号及び次条第一項第二号において同じ。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名（公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名をいう。次条第一項第二号において同じ。）が行われた当該異性交際希望者の生年月日に関する情報の送信を受けること（インターネット異性紹介事業者が署名検証者（公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者をいう。次条第一項第二号において同じ。）である場合に限る。）。

三　異性交際希望者から、利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第二十二条第六項又は第三十五条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した利用者証明用電子証明書をいう。次条第一項第三号において同じ。）及び署名券面情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第三条第一号に規定する署名券面情報をいう。次号及び次条第一項において同じ。）のうち当該異性交際希望者の生年月日に関する情報の送信を受けること（インターネット異性紹介事業者が利用者証明検証者（公的個人認証法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいう。次条第一項第三号において同じ。）である場合に限る。）。

四　異性交際希望者から、署名券面情報のうち当該異性交際希望者の生年月日に関する情報の送信を受けること（当該異性交際希望者が暗証番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十三条第一項に規定する暗証番号をいう。次条第一項第四号において同じ。）である場合に限る。）。

五　［略］

六　あらかじめ、前五号に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認した異性交際希望者に識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第三項に規定する識別符号をいう。以下同じ。）を付し、インターネットを利用してその送信を受けること。

改正前

（インターネット異性紹介事業の開始の届出）

第一条　［1・2　同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　第五項第一号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合には、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる書類

［イ・ロ　同上］

4　［同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　前号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合は、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

ハ　第五条第一項第四号に規定する業務の実施の方法

三　［同上］

（児童でないことの確認の方法）

第五条　［同上］

一　［同上］

二　［号を加える。］

［号を加える。］

三　［二］　［同上］

三　あらかじめ、前二号に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認した異性交際希望者に識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第三項に規定する識別符号をいう。以下同じ。）を付し、インターネットを利用してその送信を受けること。

［号を加える。］

七　インターネット異性紹介事業者が、第一号から第五号までに掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認して識別符号を付する業務（以下「識別符号付与業務」という。）を他の者に委託している場合にあっては、異性交際希望者から送信を受けた識別符号について、当該委託を受けた者に照会すること等の方法により、その者が付したものであることを確認すること。

2　前項第七号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

［一～三　略］

［3・4　略］

（本人を特定する事項の確認の方法）

第六条　法第十一条ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一　異性交際希望者から、その運転免許証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する書面の提示を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認すること。

二　インターネット異性紹介事業者が署名検証者である場合において、異性交際希望者から、署名用電子証明書並びに当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該異性交際希望者の住所、氏名及び生年月日に関する情報の送信を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認すること。

三　インターネット異性紹介事業者が利用者証明検証者である場合において、異性交際希望者から、利用者証明用電子証明書並びに署名券面情報のうち当該異性交際希望者の住所、氏名及び生年月日に関する情報の送信を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認すること。

四　異性交際希望者が暗証番号を入力して署名券面情報のうち当該異性交際希望者の住所、氏名及び生年月日に関する情報を送信する場合において、当該異性交際希望者から、当該情報の送信を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認すること。

五　異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受ける場合において、当該異性交際希望者から、その住所、氏名、年齢又は生年月日並びに当該クレジットカードの番号及び有効期限の申出を受けるとともに、当該クレジットカードを発行した者に対して当該クレジットカードが有効であることを確認すること。

六　異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を受ける場合において、当該異性交際希望者から、その住所、氏名、年齢又は生年月日及び口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項の申出を受けるとともに、当該口座に係る金融機関に対して当該口座が現に開設されていることを確認すること。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

四　インターネット異性紹介事業者が、第一号又は第二号に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認して識別符号を付する業務（以下「識別符号付与業務」という。）を他の者に委託している場合にあっては、異性交際希望者から送信を受けた識別符号について、当該委託を受けた者に照会すること等の方法により、その者が付したものであることを確認すること。

2　前項第四号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

［一～三　同上］

［3・4　同上］

（本人を特定する事項の確認の方法）

第六条　法第十一条ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、異性交際希望者からその運転免許証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する書面の提示を受けてその住所、氏名及び年齢を確認することとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める措置をとることをもって足りる。

一　異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受ける場合　当該異性交際希望者からその住所、氏名、年齢又は生年月日並びに当該クレジットカードの番号及び有効期限の申出を受けるとともに、当該クレジットカードを発行した者に対して当該クレジットカードが有効であることを確認すること。

二　異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を受ける場合　当該異性交際希望者からその住所、氏名、年齢又は生年月日及び口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項の申出を受けるとともに、当該口座に係る金融機関に対して当該口座が現に開設されていることを確認すること。

三　インターネット異性紹介事業者が利用者証明検証者である場合において、異性交際希望者から、利用者証明用電子証明書並びに署名券面情報のうち当該異性交際希望者の住所、氏名及び生年月日に関する情報の送信を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認すること。

四　異性交際希望者が暗証番号を入力して署名券面情報のうち当該異性交際希望者の住所、氏名及び生年月日に関する情報を送信する場合において、当該異性交際希望者から、当該情報の送信を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認すること。

五　異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受ける場合において、当該異性交際希望者から、その住所、氏名、年齢又は生年月日並びに当該クレジットカードの番号及び有効期限の申出を受けるとともに、当該クレジットカードを発行した者に対して当該クレジットカードが有効であることを確認すること。

六　異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を受ける場合において、当該異性交際希望者から、その住所、氏名、年齢又は生年月日及び口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項の申出を受けるとともに、当該口座に係る金融機関に対して当該口座が現に開設されていることを確認すること。

2　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

その他告示

○外務省告示第百三十七号

令和七年十月二十九日にリマで、プルチュコ博物館における調査・教育機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月九日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　プルチュコ博物館における調査・教育機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八千万円

3　贈与の供与期限　令和十一年九月三十日

4　署名者

日本側　山元毅在ペルー大使

ペルー側　ウゴ・デ・セラ外務大臣

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百三十八号

令和八年三月六日にボゴタで、コロンビア共和国における紛争の影響を受けた地域における地雷対策促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　紛争の影響を受けた地域における地雷対策促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億七千百万円

3　贈与の供与期限　令和九年三月三十一日

4　署名者

日本側　清水亨在コロンビア大使

国際連合側　小川和美国際連合地雷対策サービス部部長

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百三十九号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
ジュバにおける廃棄物管理改善計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文（令和三年十月六日付け）	令和七年七月二十四日	令和八年四月三十日
ダカール州配電網緊急改修・強化計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文（平成二十九年十二月十三日付け）	令和七年七月三十一日	令和八年六月三十日
保健サーベイランス国立研究所建設計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文（平成二十八年十月十日付け）	令和七年八月二十七日	令和九年三月三十一日
イバイ島太陽光発電システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とマーシャル諸島共和国政府との間の交換公文（平成二十九年十一月二十二日付け）	令和七年十月十四日	令和九年五月三十一日
シフォバフシュ国立医療センター及び共和国立心臓血管外科科学センターにおける医療機器整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文（令和二年二月一日付け）	令和七年十月二十日	令和九年十月三十一日
マンダレー港開発計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との交換公文（平成三十年三月二十二日付け）	令和七年十月二十三日	令和八年十二月三十一日
ヤンゴン新専門病院建設計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文（平成三十年三月二十二日付け）	令和七年十月二十三日	令和十一年三月三十一日
ラゴス変電設備緊急復旧・増強計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文（平成三十年十一月二十三日付け）	令和七年十月二十四日	令和十年八月三十一日
サッカル市における気象レーダー設置計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文（令和三年一月二十五日付け）	令和七年十月二十九日	令和十一年十二月三十一日
マナグア市における上水道改善計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文（令和四年三月二十四日付け）	令和七年十二月五日	令和九年六月三十日

○外務省告示第百四十号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年三月三十日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年三月三十日

発行年月日　令和六年三月二十七日

旅券番号　ＴＴ五八三五四四八

○外務省告示第百四十一号

令和八年三月六日にダカール（セネガル）で、ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　赤松武在ギニアビサウ大使（セネガルにて兼轄）

世界食糧計画側　キンデイ・サンバ西部・中部アフリカ地域事務所代表

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百四十二号

令和八年三月十一日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十九年十一月十三日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったパティンバン港開発計画（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年二月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百四十三号

令和七年七月二十五日にカンパラで、円借款の供与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の平成二十二年十一月一日付けの交換公文に従ってウガンダ共和国政府に供与されることになったナイル架橋建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和四年七月二十五日付けの口上書により令和七年七月二十五日まで延長された。）がウガンダ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年七月二十五日まで延長される旨の口上書の交換が、ウガンダ共和国政府との間に行われた。

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百四十四号

令和八年三月二十四日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済成長及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二千七百五十八億五千八百万円（二七五、八五八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）の1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各計画につき付表の2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に付表の3欄から5欄までにそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する各借款契約は、それぞれ、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表の5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で決定される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b)　実際の調達手続において容易に判別することができる税（主要な請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接の取引において計画に供給される最終の生産物又は役務に関して課される税を含む。）については、インドの実施機関によって支払われること。ただし、請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税及び法人税を除く。

8　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びインド政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十四日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　小野啓一

インド財務省
経済局局長　アロック・ティワリ閣下

付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（年間の利子率）	償還期間	支出期間（借款契約の効力発生の日の後）
1　ベンガルール・メトロ建設計画（フェーズ3）（第一期）	千二十四億八千万円（一〇二、四八〇、〇〇〇、〇〇〇円）	六箇月の貸出しに適用される適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートに〇・八パーセントを加えたもの（注）	十年の据置期間の後二十年	六年
2　マハラシュトラ州における三次医療・医科及び看護教育に係る体制強化計画（第一期）	六百二十二億九千四百万円（六二、二九四、〇〇〇、〇〇〇円）	コンサルタントに対する支払部分	〇・八パーセント	
		二・七パーセント	十年の据置期間の後二十年	九年
		コンサルタントに対する支払部分	〇・八パーセント	

3　ムンバイメトロ11号線建設計画（第一期）	九百二十四億円（九二、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）			十年の据置期間の後二十年	七年
4　パンジャブ州における持続可能な園芸農業推進計画	百八十六億八千四百万円（一八、六八四、〇〇〇、〇〇〇円）	六箇月の貸出しに適用される適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートに〇・八パーセントを加えたもの（注）	コンサルタントに対する支払部分	〇・八パーセント	十年
			二・九パーセント	〇・八パーセント	十年の据置期間の後二十年

総額　二千七百五十八億五千八百万円（二七五、八五八、〇〇〇、〇〇〇円）

注　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートに〇・八パーセントを加えたものが〇・一パーセントを下回る場合には、〇・一パーセントとする。

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、インド政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十四日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　小野啓一閣下

インド財務省
経済局局長　アロック・ティワリ

〇国土交通省告示第五百七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年四月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があった件

一　長崎事務所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階
変更後	長崎県長崎市元船町９番18号　長崎BizPORT２階

㈡　変更年月日　令和八年四月一日

〇国土交通省告示第五百七十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年四月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　事業所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
西日本管区事務所	愛媛県今治市片原町一丁目１番15号

㈡　変更年月日　令和八年四月一日

〇国土交通省告示第五百七十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年四月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　バンコク事務所ヤンゴン出張所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada Township, Yangon, UNION OF MYANMAR
変更後	No. 130, Shwegondaing Road, Bahan Township, Yangon, UNION OF MYANMAR

㈡　変更年月日　令和八年四月一日

○国土交通省告示第五百七十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年三月三十一日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－835号	素面仕上材（難燃性塗料）	厚膜形水系塗料	中国塗料株式会社	広島県大竹市明治新開１番７

○関東地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
成田市桜田字宮内裏八七二番三地内	前	八五・九一～一〇七・三二（メートル）	〇・〇六〇（キロメートル）
成田市所字権現前九二二番一から同市所字権現前九二六番一まで	後	八五・九一～一〇八・二五（メートル）	〇・〇六〇（キロメートル）
	前	三三・一七～三三・一七～三八・八四（メートル）	〇・〇五一（キロメートル）
	後	四一・四七（メートル）	〇・〇五一（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十一号	成田市所字権現前九二二番一から同市所字権現前九二六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月十六日

○関東地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨城県猿島郡境町大字西泉田字上野原一二三三番一から同町大字山崎字上地二五六五番まで	前	五五・二四～七五・九五（メートル）	〇・四二八（キロメートル）
	後	四九・七一～七四・一七（メートル）	〇・四二八（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○九州地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊本市北区四方寄町字内鶴五七六番二から同市南区近見七丁目二二七〇番一まで	前	ＢＡ　一三・二〇～一八・五〇（メートル）	一二・三六〇（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一三・二〇～一八・五〇（メートル）	七・五八〇（キロメートル）	
		一二〇・〇〇～一二四・〇〇（メートル）	一二・三六〇（キロメートル）	
		一二〇・〇〇～一二四・〇〇（メートル）	七・五八〇（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案送付

四月十四日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

旅券法の一部を改正する法律案

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案

参議院

議案受領

四月十四日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

旅券法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

議案付託

四月十四日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会に付託

人事異動

法務省

（最高検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長）検事　渡邊　ゆり

東京高等検察庁検事に併任する

法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長に充てることを解く

（東京高等検察庁検事）同　岡田馨之朗

法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長に充てる

伊見　真希　神林恵美子　斉藤　芳朗

佐藤　岩夫　鈴木　巧　坪田　郁子

中村　美華　湯川　喜雄　吉田　久

和気　純子

日本司法支援センター評価委員会委員に任命する

（各通）（以上四月七日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から二月二十日ノルウェー国王陛下へ発せられた御祝電に対し、三月十九日御答信があった。

官告第百四

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、同条第６項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和８年４月16日

農林水産大臣　鈴木　憲和

浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条の３第６項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間

令和８年４月16日から令和８年５月５日まで

⑶　縦覧の場所

水産庁ホームページ　https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

島根県庁

浜田市役所

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県足袋製造業最低工賃（令和５年埼玉労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年４月16日

埼玉労働局長　片淵　仁文

埼玉県足袋製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる工程の区分に応じ、婦人用足袋（並級のもので、かつ、４枚こはぜのものに限る。）10足につき、右欄に掲げる金額

工　　程	金　額
足踏み通し	84円39銭
掛け押し縫い	63円58銭
こはぜ付け	85円55銭
羽縫い	121円38銭
甲縫い	119円07銭
尻止め	63円58銭
つま縫い	263円57銭
まわし縫い	89円02銭
アイロン仕上げ	310円97銭

備考　上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持並びに使用に要する経費及び電力費その他の必要経費を除くものとする。

４　効力発生の日　令和８年５月16日

公　　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号

清算株式会社　株式会社右田本店

１　決定年月日　令和８年３月３１日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

松江地方裁判所益田支部

更生手続終結

令和３年（ミ）第２号

東京都中央区築地二丁目１４番３号

更生会社　株式会社エフ管財

（旧商号　株式会社Ｆ－Ｐｏｗｅｒ）

管財人　富永浩明

１　決定年月日　令和８年３月３１日

２　主文　本件更生手続を終結する。

３　理由の要旨　更生計画が遂行された。

東京地方裁判所民事第２０部

更生手続における包括的禁止命令

令和８年（ミ）第２号

東京都中央区日本橋堀留町一丁目１０番１４号

開始前会社　株式会社ライフビジネスウェザー

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。

１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行

２　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売

３　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

令和８年４月１日

東京地方裁判所民事第２０部

更生手続における監督命令

令和８年（ミ）第２号

東京都中央区日本橋堀留町一丁目１０番１４号

開始前会社　株式会社ライフビジネスウェザー

主文　１　開始前会社について、監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員に次の者を選任する。

東京都港区虎ノ門１－１－２０　虎ノ門実業会館８階元木・上野法律事務所　弁護士　上野保

３　開始前会社が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。

⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（１０万円以下の価額を有する財産に係る取引及び常務に属する取引に関する場合を除く。）

⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）

⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）

⑷　貸付け

⑸　借財（手形割引を含む。）又は保証

⑹　訴えの提起若しくは保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て又はこれらの取下げ

⑺　和解又は仲裁合意

⑻　債務免除、無償の債務負担行為又は権利の放棄

⑼　担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）

⑽　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約又は当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

令和８年４月１日

東京地方裁判所民事第２０部

監 督 命 令

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続廃止

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　上毛新聞
掲載の日付　令和八年三月二十一日
掲載頁　二頁
（乙）掲載紙　上毛新聞
掲載の日付　令和八年三月二十一日
掲載頁　二頁

令和八年四月十六日

群馬県太田市新井町五六五番地
（甲）ハラサワホーム株式会社
代表取締役　原澤　浩毅
群馬県伊勢崎市下触町七〇六番地の二
（乙）ツーバイフォーエンジニアリング
株式会社
代表取締役　原澤　浩毅

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.satori.co.jp/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十九日

掲載頁　六十七頁（号外第二七七号）

令和八年四月十六日

東京都港区芝一丁目一四番一〇号

（甲）佐鳥電機株式会社

代表取締役　佐鳥　浩之

東京都港区芝一丁目一四番一〇号

（乙）佐鳥パイニックス株式会社

代表取締役　岩﨑　恵

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月三日

掲載頁　一九二頁（号外第八十号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月三日

掲載頁　一九二頁（号外第八十号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙五の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至乙五は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十六日

名古屋市中区上前津一丁目八番三号

（甲）株式会社関西地学協会

代表取締役　梅本　龍一

名古屋市中区上前津一丁目八番三号

（乙）株式会社商工センター

代表取締役　梅本　龍一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙五の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至乙五は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　八十八頁（号外第十四号）

（乙一）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　八十八頁（号外第十四号）

（乙二、乙三、乙四）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　八十九頁（号外第十四号）

（乙五）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　九十一頁（号外第十四号）

令和八年四月十六日

岡山市南区西市四三三番地四

（甲）旭ホールディングス株式会社

代表取締役　松岡　徹

岡山市南区西市四三三番地四

（乙一）旭ソーラー玉島陶発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

岡山市南区西市四三三番地四

（乙二）旭ソーラー矢掛田鶴発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

岡山市南区西市四三三番地四

（乙三）旭ソーラー吉備中央発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

岡山市南区西市四三三番地四

（乙四）旭ソーラー美作北山発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

岡山市南区西市四三三番地四

（乙五）旭ソーラー総社新本発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社未来公社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十六日

札幌市中央区南十条西十丁目一番二〇号

さくらビル七階　合同会社未来公社

代表社員　横山　幸生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十六日

札幌市豊平区平岸三条五丁目四番二二号平岸グランドビル三〇二

ＣＲＥＡ　ＺＥＲＯ合同会社

代表社員　大﨑　壮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十六日

千葉県白井市根一四三番地の三

聖鑫合同会社

代表社員　許　哲洲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十六日

東京都江戸川区南小岩二丁目七番一一号

ＳＮＯＲＥ５１２合同会社

代表社員　尾藤　英治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十六日

東京都稲城市東長沼二四一六番地プラウドシティ南山一二一一

Ｍａｔｔ&Ｍａｓｓｉｍｏ合同会社

代表社員　増野　啓太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社結丸水産とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十六日

沖縄県那覇市宇栄原四九六番地

合同会社結丸水産

代表社員　西銘　順也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十六日

東京都中央区新川一丁目六番一一号

ＮＹＣＩ16株式会社

代表取締役　尾上　侑己

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億二千五百五万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十六日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

株式会社ＭＹ１

代表取締役　落合　一之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億五万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十六日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

株式会社ＭＹ２

代表取締役　岸　慎也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し三百万円とし、減少額全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十六日

和歌山県西牟婁郡白浜町一〇七七番地の二

株式会社ＴＡＦ防水

代表取締役　山本　常雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千九百八十五万六千二百五十円、資本準備金の額を三億七千九百八十一万六千六百六十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　二頁

令和八年四月十六日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番地五

株式会社ＡＧＲＩ　ＳＭＩＬＥ

代表取締役　中道　貴也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億九千五百七十六万八千三百六十八円、資本準備金の額を十二億一千九百九十四万六千五百円減少することにいたしました。

効力発生日は、令和八年五月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、効力発生日は令和八年三月三十一日から令和八年五月二十日へと変更いたしました。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月十六日

神奈川県川崎市川崎区日進町一番地

株式会社さいか屋

代表取締役社長　山野井輝夫

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月一日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年四月十六日

東京都三宅島三宅村伊ヶ谷四二八番地

株式会社長谷川ホールディングス

代表取締役　長谷川一也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月十六日

大阪市西区北堀江二丁目二番一七号

株式会社シャルズ

代表取締役　今井　康夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田中美和子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申出下さい。

令和八年四月十六日

神奈川県横須賀市武四丁目四番一〇号

ヒルサイド武Ⅱ二〇二

ＥＭＰＩＲＥ　ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥＳ

日本における代表者　田中美和子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0079/index.html

令和八年四月十六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

レジデンシャル5特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億円減少し二十七億五百三十一万二千円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、社員総会の決議は令和八年四月十五日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月九日

掲載頁　七十八頁（号外第八十四号）

令和八年四月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

タワー・ストリート特定目的会社

取締役　本吉　進

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十六日

東京都千代田区岩本町二丁目四番三号

セントラルソフト株式会社

確定給付企業年金清算人　松尾　花江

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十六日

静岡県袋井市大野六九〇九番九号

ニニカミノルタケミカル株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　安藤　秀人

正誤

ページ	段	行	誤	正
一〇八	三	改正後欄終りから第九号	同項第四号及び同号及び同項第四号	同項第四号及び同号及び同項第四号
〃	〃	二	同号及び同項第四号	同項第四号及び第九号
〃	〃	四	第九号	四号

（原稿誤り）